

《＜外国人学校の処遇改善を求める国会請願署名＞参考資料》

①- i 外国人の教育環境整備へ議員の会／馳氏が事務局長に(北国新聞 08.2.22)

自民党の馳浩衆院議員は21日、国会内で開かれた在留外国人の児童、生徒の教育環境整備に向けた与党の「外国人学校および外国人子弟の教育を支援する議員の会」(会長・河村建夫元文部科学相)の設立総会に出席した。発起人に名を連ねた馳氏は事務局長に就いた。2009年度政府予算の概算要求に向け、6月までに支援策を取りまとめる。

外国人学校に対する寄付金への税制優遇措置の導入なども検討する。外国人学校は学校教育法上、都道府県の認可を受けた「各種学校」とされ、所得税や法人税などが免除される。しかし、認可に際して資金面に条件があるため、企業などに補助を促し、「各種学校」を増やす狙いがある。

①- ii 外国人学校に助成金 与党議連、環境改善を提言(日本経済新聞 7.3)

与党の議員連盟「外国人学校および外国人子弟の教育を支援する議員の会」(河村建夫会長)は、在日外国人の子供の教育環境を改善するための提言をまとめた。外国人学校を対象とした(1)振興助成金制度(仮称)の創設(2)各種学校認可基準の策定(3)通学定期割引制度の適用——などが柱。製造業などの現場を担う外国人労働者の確保を側面支援したい考えだ。

同議連は今後、文部科学省などに外国人子弟の教育環境の現状調査を求める。調査結果を踏まえ、来年の国会にも具体策を盛り込んだ「外国人学校支援法」(仮称)を議員立法で提出する方針だ。

②- i 学習権侵害 日弁連が国に勧告(NHK オンライン 3.25)

これは、東京と神奈川の朝鮮学校と中華学校の校長や保護者会が行った人権救済の申し立てを受けて、日弁連が調査していたものです。

日弁連が26日に記者会見して明らかにしたところによりますと、朝鮮学校や中華学校は国からの助成金がなく、寄付に頼らざるをえないにもかかわらず、税制上の優遇措置がないことで、校舎の建て替えや教材の購入が十分できず、学校運営が難しくなっているとしています。

また、朝鮮学校については、生徒が大学を受験する場合、受験資格があるかどうかをそれぞれの大学が判断することになっていて、受験を認めない大学も一部に残っていると指摘しています。

日弁連は、いずれも生徒の学習権を侵害するものだとして、外国人学校への寄付金に税制上の優遇措置を適用するとともに、朝鮮学校の生徒に一律に大学受験の資格を認めるよう、文部科学省や財務省などに勧告しました。

②- ii 日弁連勧告 税制、学習権に言及、「意義大きい」(朝鮮新報 3.31)

広範な運動で勧告の具現を

朝鮮学校など一部の外国人学校が税制上の優遇措置の適用対象から除外されている問題で、日本弁護士連合会(日弁連、平山正剛会長)は3月24日、「生徒の学習権を侵害する」として日本政府に改善を勧告した。朝鮮学校生徒・卒業生の大学・専門学校入学試験受験資格についても、個別審査によらない一律の付与を勧告した。朝鮮学校について言及した日弁連の勧告は、98年2月20日に続くもの。

日弁連は2006年3月、東京朝鮮学園、神奈川朝鮮学園、横浜山手中華学園と保護者の会から人権救済の申し立てを受け、調査を進めてきた。

日本の国庫からの補助がなく自治体からの補助も極端に少ない朝鮮学校や中華学校は、学校運営資金の多くを保護者や支援者の寄付に頼っている。

しかし日本政府は、所得控除や損金扱いなどで寄付行為を優遇する税制上の措置を、欧米系の一部の外国人学校に対して認めながらも朝鮮学校や中華学校については認めていない。

生徒の在留資格などを基準に、短期滞在者の子どもが主に通う欧米系の外国人学校を優遇する一方、在日朝鮮人など日本に根ざして暮らす永住者の子どもが主に通うアジア系の民族学校を冷遇しているのだ。

また受験資格問題では、朝鮮学校の生徒・卒業生が日本の大学・専門学校を受験する場合、受験の可否を各大学が個別に判断することになっている。受験を認めない大学も一部に残っている。

これらの問題については、訪日調査を行った国連人権理事会のドウドウ・ディエン特別報告官も、朝鮮学校と他の外国人学校との間にある「人種差別とみなすことのできる処遇の違い」を是正するよう勧告している。

「朝鮮学校にこそ適用を」

朝鮮学校について言及された日弁連の勧告は98年2月に続くもの。今回の勧告について、申立人代理人の李春熙弁護士は、「税制上の処遇問題に初めて言及した意義は大きい」と指摘する。

朝鮮学校の運営や学習権の侵害状況について調査も行った李弁護士は、勧告書とともに公表された日弁連の調査報告書が、「指定寄付金制度の適用は、むしろ寄付金依存の経営とならざるをえない中華学校や朝鮮学校にこそ積極的に行われるべき」と明記していることを評価する。税制上の優遇措置から排除することで「学校経営を困難にし、学校の教育を行う自由、児童・生徒の学習権を侵害するという形で権利侵害と不利益を発生させる」（調査報告書）からだ。

また、学習権について言及された意義も大きい。

学習権とは、教育を受ける権利。日本国憲法26条1項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている。調査報告書は、これらは国際人権諸規約・条約に鑑みて、「日本に在留する外国籍の子どもに対しても保障されている」と指摘している。

李弁護士は、「勧告には法的拘束力はない。今後は勧告の内容を実現させるため運動を広げていくことが必要だ」と指摘する。

今回の申し立てには朝鮮学校とともに中華学校が加わっている。つまり、外国人学校全体の問題としての広がりがある。現在、各地に南米系の学校も増えるなか、朝鮮学校や中華学校の権利拡充は外国人学校全体の地位の底上げにつながるという。

民族教育権、再考必要

在日朝鮮人の歴史問題に詳しい研究者は、「4. 24教育闘争60周年を迎えようとするこの時期に、学校経営に関わる問題で勧告がでたことに記念碑的な意義を感じる」と語る。

総連弾圧や在日朝鮮人に対する人権侵害が深刻化するなか、民族教育に対する風当たりも例外なく厳しい。東京朝鮮第2初級学校や大阪朝鮮高級学校の土地問題などで民族教育の権利が法廷で問われてもいる。

一方で、山口県は朝鮮学校に対する教育補助金の増額を決めた。呉市は補助金廃止方針を撤回した。在日朝鮮人と日本人が力を合わせて勝ち取ったものだ。

「在日朝鮮人であれ日本人であれ、もう一度原点に立ち戻って民族教育について考え直す必要がある。教育闘争60周年はその良い機会であり、日弁連の勧告はそこでの一つの指針となるだろう」

今回の勧告をどのように活かし運動を広げるのか、広範な論議が必要だ。（李泰鎬記者）

●用語解説

※1「**指定寄付金**」制度 法人や団体への寄付金(例えば校舎増築などへの寄付金)について、所得控除や損金扱いされることで寄付行為が優遇される制度。大蔵省告示154号(1965年4月30日)は、「各種学校」への寄付行為についても対象になるとしており、実際、いくつかのアメリカンスクールやインターナショナルスクールの校舎建設などに対して適用された。だが、文部科学省は同じ「各種学校」の朝鮮学校、中華学校について認めなかった。

※2「**特定公益増進法人**」 教育、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、その活動の公益性が高いと認められる法人。一般の学校や専修学校を運営する学校法人などが指定されており、認定された法人への寄付は控除、損金扱いとなる。2003年度から「初等教育又は中等教育を外国語により施す各種学校」も含まれるようになったが、文部科学省告示第59号(2003年3月31日)において設けられた2つの要件－①「外交」「公用」「家族滞在」の在留資格を持つ子どもたちを対象にした学校であること、②教育活動について欧米の国際評価機関による認定を受けること－により、アジア系の民族学校は軒並み排除された。

※3 **朝鮮学校生徒・卒業生の日本の大学・専門学校への入学試験受験資格** 文部科学省の省令改正(2003年)により外国人学校、民族学校生徒・卒業生に受験資格が与えられたが、朝鮮学校卒者には各大学、専門学校による個別の入学試験受験資格審査が課せられた。受験者や学校側に負担が課せられたままとっていたが、そのうえ、個別審査すら拒否する大学、専門学校もある。省令改正で設けられた「国際評価機関による認定」「公的な確認」「個別審査」といったものがあいまいで、現場に正確に行き渡っておらず、新たな差別と人権侵害を生んでいる。

※4 **日弁連1998年2月20日付勧告書** 朝鮮学校をはじめとしたいわゆるインターナショナルスクールなど、日本に在住する外国人の自国語ないし自己の国及び民族の文化を保持しながら教育活動を行う機関について、学校教育法が定める教育機関としての資格を認めず、また、私学助成制度の上でも不平等な取り扱いを受けていることにつき、児童・生徒などに対する人権侵害を認めるとともに、子どもの権利条約などの関係条約違反の状態が続いているとして、政府に対し、その是正を求めた勧告。(日弁連のホームページから)

②-iii〈解説〉 今回の日弁連勧告について(朝鮮新報 08.3.31)

今回の勧告は1998年の日弁連勧告(日弁連総第99号1998年2月20日)に続いて、朝鮮学校等への制度的差別の是正を強く求めたものである。

1998年勧告は、朝鮮学校の卒業生には各義務教育課程、高等学校教育、大学に相当する教育を授受しているにもかかわらず上級学校の入学試験や資格試験を受けることを認めないことや、一般の学校(一条校)と比べ助成制度において甚だしい不平等があることを重大な人権侵害としてその是正処置を求め、さらに朝鮮学校は各種学校としての地位すら与える意義はないとした1965年文部事務次官通達の撤回と被害回復処置を求めたものであった。

その勧告以来、10年の歳月が流れたが、この間、大学受験資格問題ではほぼ全ての国立大学が受験の門戸を開くこととなり、国家資格の受験資格においても朝大の在学生に税理士や保育士の受験資格が認められることになり、社労士試験も朝大卒業生の受験資格が認められるところとなった。

また、1965年通達は国連の自由権規約委員会の日本政府報告書審議(1998年)においても委員から「まったく差別的」と批判を受けるところとなり、政府は、地方分権を『理由』に「現在は効力を失っている」「参議院議員福島瑞穂君提出国際人権規約委員会「最終見解」」についての実施状況に関する質

問に対する答弁書」2000年8月25日)と表明せざるをえなくなった。これらは街頭宣伝や署名運動、行政交渉や議員への働きかけ、さらには国連機関への働きかけなど、多くの汗を流し、声をからして訴えてきた同胞たちと心ある日本の市民たちの活動による成果であることはいうまでもない。

とくに03年、インターナショナルスクール卒業生にのみ受験資格を与えようとした日本政府に対する抗議行動は、その後の流れに大きな影響をあたえることとなった。

しかし、この間、日本政府は我々の声に抗いきれなくなるかたちで一部改善措置を講じてはきたものの、その「思想」を根本的に変えようとはしなかった。

受験資格問題においては他の外国人学校と区別し、朝高卒業生のみ日本政府としては受験資格を認めず、大学の判断に委ねる形をとった(同年9月法令改定。それまでは大学判断で受験を認めることも駄目だとしてきた)。

さらには日本への投資促進効果など経済的にメリットがあるとして、外国人学校の中でもインターナショナルスクールにのみ公益性を認め優遇するといったやり方が受験資格問題においては完全に否定され、再検討を余儀なくされたにもかかわらず、同じ論法をもってインターナショナルスクールにのみ寄付金税制における優遇措置を日本の私立学校と同様に与えるという措置を同年に強行したのである。

これらのことは、1965年通達に象徴される日本に定住する朝鮮人たちは日本人になりきるべきで、自らの民族性など保持してはならない、それは日本の公益にはなりえないという排外思想が、また欧米に媚び、アジアに横柄である脱亜入欧思想が、そして植民地時代の同化政策が日本の執権層の中に未だに根深く残っていることを雄弁に物語っている。

今回の勧告は1998年以降の状況変化の中、新たに浮上した問題点を取り上げ、その是正を強く促したものである。同時に、すでに勧告した助成金差別が未だ改善されていないことを再度指摘し、これらの問題は、結果として朝鮮学校や中華学校に「通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである」と厳しく指弾したものである。

約2年間をかけ綿密な調査と検討を重ねた結論として出されたこの日弁連勧告のもつ意味は重く、その意義は大きい。日本政府は自らの尊厳のためにも一日も早くその時代錯誤的な「思想」を改めるべきである。そして、勧告にしたがった是正措置を速やかに講じるべきである。(金東鶴、在日本朝鮮人人権協会事務局長)

▲ 更に詳細な解説は、《民族教育の権利辞典／Q&A ご存じですか？ 朝鮮学校や中華学校への税制上の差別》を参照のこと <http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/index.htm>